

# 平成25年度 第3回香取市農業委員会総会議事録

平成25年6月21日

平成25年6月21日（金）香取市農業委員会会長 大須賀常政は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について  
日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について  
日程第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について  
日程第5 議案第5号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について  
日程第6 議案第6号 平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画について  
日程第7 報告第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について  
日程第8 報告第2号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は40名で、その氏名は下記のとおり

1番	伊藤太雄	2番	坂本弘
3番	内山勝己	4番	今泉憲一
5番	伊能隆男	6番	菅谷樹雄
7番	石橋新一郎	8番	玉造和男
9番	宮増伸彦	10番	加瀬由美子
11番	林藤江	12番	宮崎正子
13番	高城博	14番	塙武久
15番	篠塚正悟	16番	浅野文男
17番	向後和夫	18番	高木甚一
19番	野平謙一	21番	林弘
22番	宮田毅	23番	栗田元一
24番	伊藤はつ子	25番	大坂雅道
26番	星越清徳	27番	飯森茂
28番	高木彌	29番	大堀潔
30番	高木重樹	31番	高木哲吉

32番 栗 林 利 男

35番 椿 康 弘

37番 宮 負 厚 美

39番 小 倉 新 一

41番 大須賀 常 政

33番 菅 谷 晁

36番 本 宮 敏 雄

38番 菱 木 重 雄

40番 多 田 晁 一

42番 三 橋 和 男

1. 欠席委員3名、その氏名は下記のとおり

20番 佐 藤 義 男

43番 小 林 一 男

34番 伊 藤 寛

1. 事務局職員出席者

事務局長 鶴 澤 清 明

農地班長 高 橋 重 正

主任主事 小 川 敦 弘

管理班長 篠 塚 和 広

主 査 伊 藤 健

開会 午後 3時04分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、40名です。

欠席委員は20番 佐藤義男委員、34番 伊藤 寛委員、43番 小林一男委員。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成25年度第3回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

---

#### ◎議席の指定

議 長 ここで、議席の指定をいたします。

香取農業共済組合の推薦により、6月18日に宮田 毅氏が香取市農業委員会委員に選任されました。

宮田委員の議席については、香取市農業委員会会議規則第6条第2項の規定により、退任した菅澤安夫委員の議席でありました22番を指定いたします。

この際、宮田 毅委員より、ごあいさつをお願いします。

22番宮田委員 私、香取農業共済組合の推薦を得まして、香取市農業委員でお世話になります宮田 毅と申します。昨年9月までは、今の小倉新一さんが隣にいたんですけども、またお世話になることになりました。香取市佐原の第一選挙区の一部を担当いたします。前任者同様、よろしくお願いします。

---

#### ◎議事録署名委員の選任

議 長 次に、議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、10番 加瀬由美子委員、31番 高木哲吉委員を指名いたします。

---

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第8 報告第2号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

---

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成25年6月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明いたします。

整理番号1番、譲受人は、農業経営規模拡大を図るため所有権移転するものです。

整理番号2番、譲受人は、姉より贈与を受けて、農業経営規模拡大を図るため所有権移転するものです。

整理番号3番、譲受人は、父親より贈与を受けるため所有権移転するものです。

整理番号4番、譲受人は、父親より贈与を受けるため所有権移転するものです。

整理番号5番、6番、7番、8番、9番は関連案件です。譲受人は、新規就農のため、農業経営規模拡大を図るため使用貸借権及び賃借権の設定をするものです。

5番から9番までの借受面積の合計は、7,868㎡であります。

整理番号10番、譲受人は、新規就農のため、農業経営規模拡大を図るための所有権移転するものです。

整理番号11番、譲受人は、農業経営規模拡大を図るため所有権移転するものです。

整理番号12番、譲受人は、農業経営規模拡大を図るため所有権移転するものです。

以上の1番から12番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類から許可要

件の農地すべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと、また、下限面積の50アール要件を満たしていること、従事日数要件も満たしているなど、農地法第3条第2項規定の許可申請審査基準第1号から第7号による不許可項目には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上でございます。よろしく、ご審議お願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第4班副班長 篠塚正悟委員。

15番篠塚委員 それでは、事前審査会の報告をいたします。

議案第1号、去る、6月13日午後1時30分より市役所4階会議室において、第4班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条の案件は12件であります。

案件については、それぞれ写真及び書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について、ご報告いたします。

議案第1号については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員よりご説明願います。

議長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、議席番号1番 伊藤委員。

1番伊藤委員 申請地は、譲受人の自作地に隣接しており、譲受後は一体的な耕作が可能で耕作利便性もあり、今後もすべての農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 次に、2番について、7番 石橋委員。

7番石橋委員 申請地は、申請地のすべてが譲受人の自作地に隣接しているか、または近くに所在しているため耕作利便性が高く、譲受人も水田を240アール耕作する水稻生産農家であり、今後もすべての農地の良好な維持管理が行われると思われることから取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、3番について、9番 宮増委員。

9番宮増委員 この申請は譲渡人が高齢なため、後継者の譲受人に贈与するものであります。

今後も家族一体で農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしております。許可が妥当と判断いたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、4番について、30番 高木委員。

30番高木委員 この案件は、贈与による所有権移転の申請でございます。

譲渡人が高齢なため、後継者の譲受人に贈与するものであり、今後も家族一体で農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、5番ないし10番の6件について、39番 小倉委員。

39番小倉委員 それでは、初めに整理番号5番から9番について、説明をさせていただきます。

現地調査等を行った中で報告いたしますが、譲受人は新規就農者であります。既に2年位前から申請地を借受けて耕作を行っており、このたび、正式に農地法の手続きを行うということでもあります。

申請地を事前調査したところ、馬鈴薯・とうもろこし・なす・かぼちゃ・麦等、数々のこだわりの無農薬栽培で作付けをされておりました。

なお、譲受人は女性の新規就農者であります。埼玉県農園で2年間の実地研修により技術的な指導を受けており、何ら問題はないと思います。今後もすべての農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続いて、整理番号10番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

この申請も新規就農者による農地等の取得でございます。

申請地は、農業用施設である畜舎と農地が一体となっております。

譲受人は、やはり女性であります。酪農専門の大学を卒業しており、卒業後は旭市にある〇〇〇〇に入社をして、約2年半にわたり社員として畜産業に従事しております。

今回は、〇〇〇〇の社長の勧めにより独立して酪農経営を行うものであります。ご主人

が現在も〇〇〇〇の社員であり、引き続き〇〇〇〇の支援・協力も得られることから、経営面の心配はないものと思われまますので、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、11番、12番の2件について、40番 多田委員。

40番多田委員 11番について、ご説明いたします。

申請地は、譲受人の自作地が集積している隣地であります。耕作の利便もあり、今後もすべての農地の良好な維持管理が行われると思われまます。許可が妥当と判断いたします。

審議のほど、よろしく願いいたします。

12番ですけれども、これも耕作者は高齢ではありますが、一生懸命しております。20年位前に〇〇〇〇ができました。その代替地ということで、結局維持管理を引き続きやっていて、それがパンクして、〇〇〇〇もパンクしてしましまして、それを買い取ったというような状況であります。一生懸命頑張っておりますので、何ら問題ないと思ひます。

審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めまます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めまます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

---

#### ◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請書の提出があつたので、県への通知に係る意見について審議を求めます。平成25年6月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

整理番号1番、専用住宅用地とのことであります。

現在の住宅裏手に竹林があり崩落の恐れがあるため、近接地へ新たに住宅を建築するものです。

申請地は、第1種農地ではありますが、平成25年4月17日付で農用地区域の指定解除を得ております。資金計画、造成計画についても妥当であり、特に問題はないものと考えます。

整理番号2番、共同住宅用地とのことであります。

申請地は、環境・立地条件等が良いことから個人でアパート経営をし、収入の安定を図るため、共同住宅を建築するものです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第3種農地と判断されます。資金計画・造成計画についても妥当であり、特に問題はないものと考えます。

なお、事前審査会において、現地は確認済みであります。

以上のことから、1番及び2番の申請については、農地法第4条第1項の許可申請の要件を満たしているものと考えます。

以上でございます。よろしく、ご審議のほどお願いします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第4班副班長 篠塚正悟委員。

15番篠塚委員 それでは、議案第2号の事前審査会の審査結果について、ご報告をいたします。

提出されました農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、案件は2件であります。

整理番号2番については、現地調査を行いました。

審査結果について、ご報告いたします。

整理番号2番については、実効性等問題はないとの意見でありました。

また、他の案件についても、転用許可要件を満たしているものと考えられ、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細については、担当農業委員よりご説明願います。

議長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、36番 本宮委員。

36番本宮委員 申請地は、平成25年4月17日付けで農振除外となった場所で、現在の住宅は裏手に竹林があり、強風雨により倒壊の恐れがあるため新たに住宅を建築するものです。

用水は井戸水。汚水・雑排水については合併浄化槽で処理後、宅地内処理するとのことであります。

また、隣接農地は譲渡人の所有のため問題はなく、資金計画、造成計画についても適切であると思われることから、この申請は妥当と判断をいたしました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、2番について、42番 三橋委員。

42番三橋委員 場所は、〇〇〇〇のちょうど〇〇〇〇の南側であります。

申請地は、環境もよく立地条件が良いため、長屋住宅、いわゆるアパートを建築し、収入の安定を図る計画です。

用水は上水道。汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流とのことです。

地元水利組合の承諾書の添付もあり、各処理・事業計画とも適切であると思われることから、この申請は妥当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

---

### ◎日程第3 議案第3号

議長 日程第3 議案第3号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下

記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成25年6月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

整理番号1番、転用を伴う所有権移転で専用住宅用地とのことであります。

譲受人は、現在親と同居しているが子供の成長に伴い手狭となったため、新たに住宅を建築するものです。

申請地は第1種農地であります。平成25年4月11日付けで農用地区域の指定解除を受けております。資金計画、造成計画についても妥当であり、特に問題はないものと考えます。

整理番号2番、転用を伴う所有権移転で駐車場・資材置場用地とのことであります。

譲受人は、地元府馬地先で〇〇〇〇を営んでいますが、現在の敷地は手狭で業務に支障をきたしているため、近傍地を取得し、駐車場・資材置場用地として転用するものであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第1種農地と判断されます。資金計画、造成計画についても妥当であり、特に問題ないものと考えます。

なお、事前審査会において、現地は確認済みであります。

整理番号3番、転用を伴う使用貸借権設定で、専用住宅用地とのことであります。

譲受人は、申請地の隣接地で生活しているが住宅が手狭と感じ、増築及び車庫用地として建築するものです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。資金計画、造成計画についても妥当であり、特に問題ないものと考えます。

整理番号4番、転用を伴う所有権移転で貸倉庫用地とのことであります。

譲受人は、立地条件のよい場所であるため、需要を見込み、事業規模拡大し転用を取得するものです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。資金計画、造成計画についても妥当であり、特に問題ないものと考えます。

整理番号5番、転用を伴う使用貸借権設定で進入路用地とのことであります。

譲受人は、隣接地で住宅建築を計画していますが建築基準法上の接道要件を満たす通路がないため、申請地を進入路とするものです。

申請地は、第1種農地ではありますが、平成25年4月11日付けで、農用地区域の指定解除を受けております。資金計画、造成計画についても妥当であり、特に問題ないものと考えます。

なお、始末書添付済みであります。

整理番号6番、転用を伴う所有権移転で駐車場用地とのことであります。

譲受人は、現在の住宅の隣接地へ住宅を建築することにより駐車スペースがなくなるため申請地を駐車場用地とするものです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第3種農地と判断されます。資金計画、造成計画についても妥当であり、特に問題ないものと考えます。

なお、始末書添付済みであります。

整理番号7番、8番は関連案件であります。

転用を伴う使用貸借権設定で専用住宅用地とのことであります。

譲受人は、現在親と同居していますが、手狭なため新たな住宅を建築するものです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。資金計画、造成計画についても妥当であり、特に問題ないものと考えます。

なお、始末書添付済みであります。

整理番号9番、転用を伴う貸借権設定で市民農園施設用地とのことであります。

市民農園施設の一部として収穫した野菜を食材にバーベキュー場等を催すため事業規模拡大をするものであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。資金計画、造成計画についても妥当であり、特に問題ないものと考えます。

なお、事前審査会において、現地を確認済みであり始末書添付済みであります。

以上のことから、1番から9番までの申請については、農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしているものと考えます。

以上でございます。よろしく、ご検討くださいますようお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第4班副班長 篠塚正悟委員。

1 5 番篠塚委員 それでは、議案第 3 号の事前審査会の審査結果について、ご報告いたします。

提出されました農地法第 5 条の案件は 9 件であります。このうち、整理番号 2 番、9 番については、現地調査を行いました。

審査結果について、ご報告いたします。

整理番号 2 番、9 番については、実効性等問題はないとの意見でありました。

また、他の案件についても、転用許可要件を満たしているものと考えられ、許可相当意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員よりご説明をお願いします。

議 長 次に、担当委員の意見ををお願いします。

整理番号 1 番について、1 番伊藤委員。

1 番伊藤委員 譲受人は、現在親と同居していますが子供の成長に伴い手狭となったため住宅を建築するとのことです。

申請地は平成 25 年 4 月 17 日付けで農振除外となった場所であります。

用水は井戸水。汚水・雑排水については合併浄化槽で処理後、宅地内処理するとのことです。

また、隣接農地所有者への説明もなされており、各書類・事業計画とも適切であると思われることから、この申請は妥当と判断しました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、2 番について、6 番 菅谷委員。

6 番菅谷委員 現在の工場は狭小で資材の搬出入も支障をきたしているとのことで、新たに申請地を駐車場及び資材置場用地として確保するものです。

雨水は道路側溝へ放流とのことで、道路占有許可及び土地改良区の同意も得ております。

工事を開始していたため始末書の添付があり、隣接農地所有者への説明もなされ、資金計画、造成計画についても適切であると思われることから、この申請は妥当と判断しました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、3 番について、14 番 塙委員。

1 4 番塙委員 譲受人は、現在申請地の隣接地にて生活していますが、現在の住宅敷地は狭いため、増築と車庫を建築する計画であります。

今回の建築部分につきましては水回り設備がなく、雨水は既存の浸透枳へ接続の予定であります。

また、隣接する農地は譲渡人の所有のため何ら問題はありません。資金計画、造成計画についても適切であり、この申請は妥当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、4番について、13番 高城委員。

13番高城委員 譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地周辺は大小の商業店舗や工場が多く倉庫の需要が高いため倉庫用地として貸し出すとのこと。

雨水は自然浸透とのことで、隣接農地は譲渡人の所有のため問題はなく、資金計画、造成計画についても適切であると思われることから、この申請は妥当と判断しました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、5番について、18番 高木甚一委員。

18番高木委員 譲受人は、隣接地で住宅建築を計画したところ建築確認の接道要件を満たす道路がないため申請地を進入路とするものであります。

申請地は、平成25年4月17日付けで農振除外となった場所で、以前より使用していたため、始末書の添付がありますが、土地改良区の同意もあり、隣接農地所有者への説明もなされております。

各書類・事業計画とも適切であると思われることから、この申請は妥当と判断しました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

また、この始末書ですけれども、今回の震災において、土地改良の業者が一部その畑を借りて資材置場としたために、単にこの優先道路をつくってあげたということになりますので、それは添付済みとのこととあります。

議 長 次に、6番について、31番 高木哲吉委員。

31番高木委員 まず、場所でございますが〇〇〇〇より〇〇〇〇に位置してございます。

また、その付近は既に住宅地になっています。譲受人が住宅を新築することにより、駐車スペースがなくなり申請地を駐車場用地とするものです。

雨水は自然浸透、隣接農地所有者への説明もなされ、資金計画、造成計画についても適切であると思われることから、この申請は妥当と判断いたしました。

また、始末書が添付されておりますが、農地法の本質をわきまえずにレンタルの風呂場を設置したためでございます、申し訳ないとのこととございました。

ひとつ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議 長 次に、7番、8番の2件について、32番 栗林委員。

3 2 番栗林委員 それでは、整理番号7番、8番は関連案件でありますので、一括して説明させていただきます。

場所は、〇〇〇〇の踏み切りを行った〇〇〇〇メートル位行った所の〇〇〇〇であります。

譲受人は、現在隣接地にある母屋で生活しているんですが、手狭となったため新たな住宅を建築するという事です。

用水は井戸水、汚水、雑排水については合併浄化槽で処理後、既存の母屋の排水施設に接続するとのことであります。

土地改良区の同意もあり、隣接農地所有者への説明もなされております。

各書類・事業計画とも適切であると思われるから、この申請は妥当と判断しました。

なお、もう既に造成されていまして、始末書添付になっております。

ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議 長 次に、9番について、39番 小倉委員。

3 9 番小倉委員 申請地は、〇〇〇〇が経営する市民農園の施設の一部となっており、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を使用した事業区域であります。他の市民農園施設は市民農園法により許可不要案件箇所ではありますが、申請地は市民農園法にあたらなため今回の申請となりました。

現在、申請の用途として使用しているため、始末書の添付をしてございます。

隣接農地は譲受人が借り受ける市民農園のため問題はなく、資金計画、造成計画についても適切であると思われることから、この申請は妥当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3 1 番高木委員。

3 1 番高木委員 9番の件でございますが、〇〇〇〇という一つの千葉県の中でも立派な事業を起こしている方が、やはり始末書の添付で物事をされるようでは、ちょっと何かしら疑問がございますけれども、反対意見ではございませんのであしからず。そういう一つの是正というか、委員会事務局の方で大なる指導をこういう立場の人には施してもいいのかなと、こういう具合に考えますが、いかがでございましょう。

事務局 今の質問ですが、市民農園法で、〇〇〇〇の方でも一時農政課の管轄で補助事業でやったと思うんですけれども、確かに、その委員さんおっしゃるように結構有名であります〇

〇〇〇さんにとって始末書付きというのは、ちょっとまずいかなと思うんですけども、今後はこういった始末書を付けないような指導で行きますよう事務局からもくれぐれも指導いたしますので、よろしくお願いいたします。

31番高木委員 わかりました。

議長 この件につきましては、事前審査のときにも補助金をもらってやっている事業なのに、始末書添付付きというのはまずいじゃないかという意見もありましたので、付け加えておきます。

そのほか、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

---

#### ◎日程第4 議案第4号

議長 日程第4 議案第4号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。

平成25年6月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

平成25年度第3次農用地利用集積計画、整理番号1番から50番までの設定であります。

使用貸借権の設定、新規1件1,258㎡、これは畑であります。

使用貸借権の再設定、1件、110㎡、これは田であります。

賃借権の設定、新規41件、77,104㎡で、そのうち田が41,819㎡、畑が35,285㎡であります。

賃借権の再設定、7件、20,412㎡、これは田であります。

以上、50 件の第 3 次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。

以上でございます。よろしく、ご検討をお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 4 号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 4 号は、原案のとおり決定いたします。

---

#### ◎日程第 5 議案第 5 号

議 長 日程第 5 議案第 5 号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願について。下記のとおり農地法第 5 条の規定による許可処分取消願の提出があったので、県への通知について審議を求める。平成 25 年 6 月 21 日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

譲受人は、貸車両置場用地として、千葉県香農指令第 128 号の 7-48 号で許可を取得しましたが、当初計画に比べ稼働車両の見込みが減少したため、不要となり許可処分の取消をするものでございます。

よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、取り消し相当と認め、送付することに決定いたします。

---

◎日程第6 議案第6号

議長 日程第6 議案第6号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第6号 平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画について。平成25年6月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

事務局管理班長 本案につきましては、私の方から説明を申し上げます。

総会資料の30ページからになります。

先の4月総会におきまして、決定をいただきました平成24年度活動の点検評価の案及び平成25年度活動計画の案につきまして、これを公表いたしまして30日間一般の農家の方々から意見募集をかけました。結果は、その間特段の意見等はありませんでしたので、本議案記載の内容をもって平成24年度活動の点検・評価及び平成25年度活動計画とするものであります。

なお、本案件につきましては、本日総会前に開催された幹事会におきまして、協議を行っております。

以上です。

議長 議案第6号は、管理班長より説明があったとおりであります。

議案第6号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり決定いたします。

---

◎日程第7 報告第1号から報告第2号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画(中途解約)の通知があったので報告する。平成25年6月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は9件であります。

報告第2号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。平成25年6月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は5件であります。

よろしく、お願いいたします。

---

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時51分